（廃止の届出等）

第五十三条　法第三十三条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十九号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2　前項の届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　氏名、商号又は名称

二　自家型発行者にあっては、法第五条第一項の届出書の提出年月日

三　第三者型発行者にあっては、登録年月日及び登録番号

四　届出事由

五　法第三十三条第一項各号のいずれかに該当することとなった年月日

六　前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止したときは、その理由

七　前払式支払手段の発行の業務の一部を廃止したときは、当該廃止に係る前払式支払手段を特定するに足りる事項

八　事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止したときは、当該業務の承継方法及びその承継先

3　前払式支払手段発行者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止したときは、第一項の届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなければならない。

（経由官庁）

第五十四条　前払式支払手段発行者は、第九条に規定する届出書その他法及びこの府令に規定する書類（以下この条及び次条において「届出書等」という。）を財務局長等に提出しようとする場合において、当該前払式支払手段発行者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該前払式支払手段発行者は、当該届出書等を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。

（届出書等の認定資金決済事業者協会の経由）

第五十五条　前払式支払手段発行者は、届出書等を財務局長等に提出しようとするとき（前条の規定により財務事務所長又は出張所長を経由するときを含む。）は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。

（標準処理期間）

第五十六条　金融庁長官は、法、令又はこの府令の規定による登録に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2　第三十三条第一項に規定する発行保証金保全契約の解除の承認に関する申請に対する処分は、二十日以内にするよう努めるものとする。

3　第三十八条第一項に規定する発行保証金信託契約の解除の承認に関する申請に対する処分は、二十日以内にするよう努めるものとする。

4　前三項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一　当該申請を補正するために要する期間

二　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

（前払式証票の規制等に関する法律施行規則の廃止）

第二条　前払式証票の規制等に関する法律施行規則（平成二年大蔵省令第三十三号）は、廃止する。

（法附則第四条第一項の規定の適用を受けて自家型発行者とみなされる者の書類の提出期間）

第三条　法附則第四条第二項に規定する内閣府令で定める期間は、六月とする。

（法附則第五条第一項の規定の適用を受けて第三者型発行者とみなされる者の書類の提出期間）

第四条　法附則第五条第二項に規定する内閣府令で定める期間は、六月とする。

（法附則第九条第一項の規定の適用を受けて第三者型前払式支払手段の発行の業務を行うことができる者の届出）

第五条　法附則第九条第二項に規定する内閣府令で定める期間は、六月とする。

2　法附則第九条第二項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第三十号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

3　前項の届出書には、当該届出書の写し二通及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　発行者（当該発行者が人格のない社団等であるときは、その代表者又は管理人。以下この項において同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面

二　発行者が法第十条第一項第九号イ及びロに該当しない旨の市町村（東京都の特別区を含む。）の長の証明書又はこれに代わる書面

三　別紙様式第六号又は第七号により作成した発行者の履歴書又は沿革

4　法附則第九条第二項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法

二　他に事業を行っているときは、その事業の種類

（変更の届出に関する経過措置）

第六条　法附則第九条第二項の規定による届出をした者は、同条第三項の規定により適用される法第十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十一号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

別紙様式第１号（第９条関係）

（日本工業規格Ａ４）

（第１面）

財務（支）局長　殿

年　月　日

届出者　住　所　（郵便番号　―　）

電話番号（　）　―

商号又は名称

氏　名　印

（法人等にあっては、代表者の役職氏名）

前払式支払手段の発行届出書

基準日未使用残高が　　円となり、基準額を超えることとなったので、資金決済に関する法律第５条第１項の規定により届け出ます。

（第２面）

１．法人・個人その他の別	法　人	個　人	その他		
２．住　所	（郵便番号　―　）　電話番号（　）				
（ふりがな） ３．商号又は名称					